

仕様書

1 車種

ミニバン（ハイブリッド車。SUVを含む。寒冷地仕様）

日産セレナ（日産自動車株式会社）、
その他項目3の規格を満たす同等車種

なお、同等車種で見積もる場合は、事前にカタログ等を持参し、担当課に確認の上、
同等・規格確認書を受け取り、入札時に担当課へ提出すること

2 年式

令和8年式以降

3 規格

- (1) 乗車定員 7人以上
- (2) 総排気量 1,400ccクラス程度
- (3) 全 長 4,770mm以下
- (4) 全 幅 1,740mm以下
- (5) 全 高 1,885mm以下
- (6) 駆動形式 4輪駆動
- (7) ミッション形式 オートマチック
- (8) 色 白系又はシルバー系
- (9) 次世代自動車に準ずる車両指定
平成17年基準排出ガス75%低減レベル適合かつ令和2年度燃費基準20%超過レベル以上を達成している自動車
- (10) 当課指定の車庫への入庫が可能であること。

4 装備

- (1) ABS
- (2) エアバッグ（運転・助手席）
- (3) エアコン
- (4) パワーステアリング
- (5) パワーウィンドウ
- (6) パワードアロック
- (7) OPナビゲーションシステム
（インダッシュタイプ、AM/FMチューナー対応、TVチューナーレス）
- (8) バックモニター
- (9) リアワイパー
- (10) 夏タイヤ及びスタッドレスタイヤ（新品、4本、ディスクホイール付）
- (11) スノーブレード
- (12) スペアタイヤまたはパンク修理キット
- (13) スペアキー 1個
- (14) 標準工具一式
- (15) フロアマット
- (16) サイドバイザー
- (17) 電動格納式リモコンドアミラー
- (18) 後部座席プライバシーガラス
- (19) ドライブレコーダー（前後2カメラタイプ）

5 借受け台数

1 台

6 契約期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日までの 5 年（60 か月）間
ただし、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算について削除または減額があった場合は、この契約を解除することがある。

7 引き渡場所

- (1) 保健福祉局保健所医務薬事課（札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 ビル）
- (2) 納車場所の詳細については、札幌市（以下「甲」という）の指示に従うこと。

8 保険加入等

- (1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、受注者（以下「乙」という）の負担とする。
- (2) 乙は、以下の任意保険（年齢無制限）に加入しなければならない。
 - ア 対人保険 無制限
 - イ 対物保険 無制限（免責額なし）
 - ウ 搭乗者保険または人身傷害保険 1 名につき、1,000 万円以上
 - エ 自損事故傷害 1 名につき、1,000 万円以上
 - オ 無保険者傷害 1 名につき、20,000 万円以上
 - カ 車両保険 時価（免責額なし）
自損、盗難等においても甲の負担が一切ないもの（全損の場合を含む）。
 - キ 交通事故賠償関係示談サービス付
 - ク 公用車割引、甲のフリート使用のこと
 - ケ 代車提供特約付きのこと

9 維持管理等

- (1) 登録に関する経費（車庫証明）、定期点検（オイル交換含む）・車検費用一式（法定費用、諸経費含む）及び故障修理の費用は乙の負担とする。ただし、事故による修理についてはこの限りではない。
- (2) 定期点検（車検含む）及び故障修理により甲が使用できない期間は、乙の負担により同等の代替車を用意すること。
ただし、事故による修理の場合は、保険による代替車を用意すること。
- (3) 車両維持管理に要する経費のうち、燃料費、洗車、ワックス費用及びパンク修理については甲の負担とする。
- (4) リース期間（5 年間）中で、夏タイヤ、冬タイヤとも磨耗及び劣化状況を勘案し必要に応じて履き替え可能であること。また、必要に応じてバッテリー（1 回以内）、夏ワイパー（2 回以内）、スノーブレード（2 回以内）が交換可能であること。
- (5) 冬タイヤは、甲の指示に従い、ディスクホイールに組み込んだものを納品場所に納めること。なお、交換前の冬タイヤ及び交換後の夏タイヤについては、甲（担当課）が保管するものとする。
- (6) 夏タイヤと冬タイヤの交換作業は乙によることとし、交換時期については毎年甲と別途協議すること。
- (7) 上記以外の維持管理に要する経費は乙の負担とする。

10 リース車両全損時の扱い

当該車両に係る契約は解除する。その際、途中契約に係る清算は一切行わない（過失の

有無に関わらず)。

11 租税公課・リース料率変更時の取り扱い

リース期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でもリース料金については一切変更を行わない。

12 走行距離

年間5,000～10,000kmと推定されるが、これを超過した場合でもリース料の清算は一切行わない。

13 その他

(1) リース期間開始日(納車日)に間に合わない場合は、同等の代替車を用意し、その費用は受注者の負担とする。代替車の車種等については札幌市と受注者の間で別途協議を行うこととする。

(2) 乙は、甲と借受期間満了後における借受物品の処分について必ず協議するものとする。

(3) 不明な点が生じた場合は、双方で協議するものとする。